新潟市水道局前払制の実施についての要綱

（趣　旨）

第１条　この要綱は、地方自治法施行令附則第７条、地方自治法施行規則附則第３条、新潟市水道局契約規程の規定による工事請負契約約款第３６条及び業務委託契約条項第３５条の規定を実施する場合に必要な事項を定めるものとする。

（実施範囲）

第２条　新潟市水道局が発注する建設工事又は建設工事に係る設計、調査又は測量（以下「工事委託等」という。）のうち、次の各号に掲げる要件に該当する場合に適用するものとする。

(1)　設計金額１件４００万円を超える建設工事

(2)　設計金額１件２００万円を超える工事委託等

（前払金額）

第３条　前払金の額は、建設工事においては請負金額の１０分の４以内とし、工事委託等においては委託料の１０分の３以内とする。

２　前項によって求めた前払金額に１０万円未満の端数が出た場合は、これを切り捨てる。

３　資金の保有及び収支状況によっては、前払金を制限し、又は支払いしないことがある。

（継続費等の取扱い）

第４条　継続費等の前払金は、第３条の規定にかかわらず、建設工事においては当該年度割の予算額の１０分の４以内、工事委託等については当該年度割の予算額の１０分の３以内とすることができる。

（請負契約額の変更等の取扱い）

第５条　請負契約額の変更等があった場合は、次の各号のとおり取扱うものとする。

(1)　前金払をした後に、設計変更その他の事由により、請負金額又は委託料（以下「契約金額」という。）を変更した結果、変更後の契約金額が当初の契約金額の１０分の１２以上になる場合においては、変更後の契約金額について第３条の規定により計算した前払金の支払い限度額から既に支払った前払金の額を控除して得た額の範囲内で追加払いすることができる。

(2)　前金払をした後に、設計変更その他の事由により、契約金額が著しく減額した場合において、既に支払った前払金の額が次に掲げる契約の種類に応じた額を超えるときは、その超過した額を請負金額が減額された日から３０日以内に返還させるものとする。ただし、当該超過額が相当の額に達した場合で、これを返還させることが著しく不適当であると認めるときは受注者との協議により返還させる額を定めるものとする。

ア　減額した建設工事の請負金額の１０分の５

イ　減額した工事委託等の委託料の１０分の４

附　則

この要綱は、平成６年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成８年２月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成１０年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成１３年１月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成１５年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成２０年１２月８日から適用し、第２条ただし書については、平成２０年１１月１１日以降公告、指名通知の入札及び随意契約した工事請負から実施する。

附　則

この要綱は、平成２１年４月１日から施行し、第３条及び第５条については、平成２１年４月１日以降契約を締結した工事請負から適用する。

附　則

この要綱は、平成２２年５月１日から施行し、第２条第２号については、施行日以前に契約を締結した工事委託等についても適用する。

附　則

この要綱は、平成２４年１１月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和３年８月２日から適用する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から適用する。